

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 9月 8日

【会社名】 美津濃株式会社

【英訳名】 MIZUNO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水 野 明 人

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜四丁目 1 番23号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)  
大阪市住之江区南港北一丁目12番35号

【電話番号】 大阪(06)6614 8465

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 福 本 大 介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田小川町三丁目22番 4 号

【電話番号】 東京(03)3233 7028

【事務連絡者氏名】 東京本社 経理財務部次長 漆 谷 謙

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 839,680,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 美津濃株式会社 東京本社  
(東京都千代田区神田小川町三丁目22番 4 号)  
(上記は登記上の事務所ではありませんが、実際の業務は上記の場所で行っております。)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,280,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成29年9月8日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 平成29年6月23日開催の第104回定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案が承認可決されたため、同年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株に併合するとともに、1単元の株式数は1,000株から100株に変更されます。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,280,000株	839,680,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,280,000株	839,680,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
656		1,000株	平成29年9月26日(火)		平成29年9月26日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 平成29年6月23日開催の第104回定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案が承認可決されたため、同年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株に併合するとともに、1単元の株式数は1,000株から100株に変更されます。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
美津濃株式会社 大阪本社 経理財務部	大阪市住之江区南港北一丁目12番35号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部	大阪市中央区北浜四丁目6番5号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
839,680,000		839,680,000

(注) 新規発行による手取金とありますが、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。また、有価証券届出書作成等の費用は、当社の管理費として処理いたします。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分による手取金の使途、金額及び支出予定時期は、以下の表記載のとおりです。

資金使途	金額(円)	支出予定時期
金融機関からの借入金の返済	839,680,000	平成29年12月 ～平成30年3月
合計	839,680,000	

(注) 上記資金使途に充当するまでの間は、当社普通預金口座にて適切に資金管理いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

名称	野村信託銀行株式会社 (美津濃従業員持株会専用信託口)
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
代表者の役職及び氏名	執行役社長 鳥海 智絵
資本金	35,000百万円
事業の内容	銀行業務、信託業務
主たる出資者及びその出資比率	野村ホールディングス株式会社(100%)

## (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成29年9月8日現在のものです。

## 従業員株式所有制度の内容

割当予定先である野村信託銀行株式会社(美津濃従業員持株会専用信託口)は、当社と野村信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者とするE-Ship®信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定された信託口です。当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン(以下「本プラン」といいます。)は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載します。なお、野村信託銀行株式会社(美津濃従業員持株会専用信託口)の名称中に「持株会」とありますが、美津濃従業員持株会(以下「本持株会」といいます。)は従来どおり存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではありません。

## (ご参考)

E-Ship®(Employee Shareholding Incentive Plan)は、野村證券株式会社の登録商標であり、米国で普及している従業員持株制度ESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

## 1. 概要

本プランは本持株会に加入する全ての従業員(連結子会社の従業員を含む。以下同じ。)を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、野村信託銀行株式会社(美津濃従業員持株会専用信託口)(以下「本信託」といいます。)の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の美津濃株式会社株式(以下「当社株式」といいます。)を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を株式会社三井住友銀行(以下「貸付人」といいます。)、借入人を本信託、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、本有価証券届出書の効力発生後に本信託と当社との間で株式譲渡契約を締結し、当該契約に基づき行われます。本信託が取得した当社株式は、信託期間(5年)において、毎月、本持株会にその時々々の時価で売却されます。本信託は、当該売却代金及び信託内の当社株式に係る配当金を、借入の元金返済に充当します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払いの借入元金などを支払い、残余の金銭が存在する場合は、当該金銭(損失補てん準備金勘定内の金銭を除きます。)を、本信託契約で定める受益者適格要件(下記3.をご参照ください。)を充足する者に分配します。当該分配については、当社が、受託者である野村信託銀行株式会社から事務委託を受け、受益者に対し金銭の交付を行います。

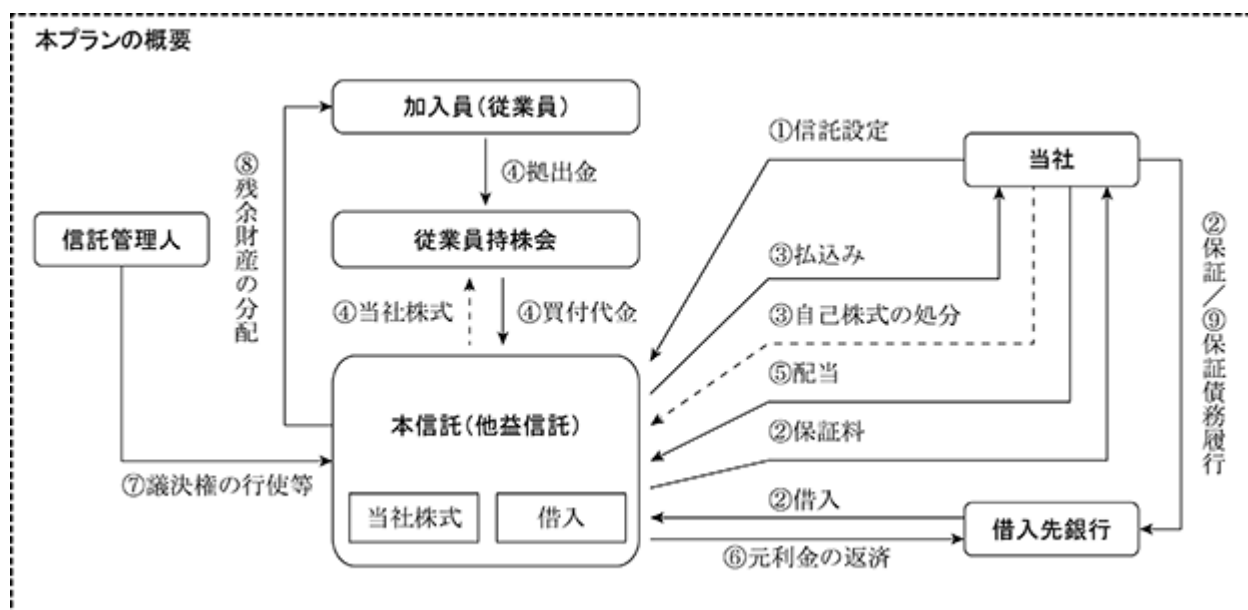
なお、貸付人からの借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき、保証人である当社が保証債務を履行します。また本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託の受託者である野村信託銀行株式会社に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人又は受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任し、その後、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

## 2. 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

1,280,000株

### 3. 受益者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日(信託期間満了日(平成34年9月28日)が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等)において生存し、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」といいます。 )の規定による資産凍結等の経済制裁措置の対象者(外為法第16条に基づく外国為替令(昭和55年政令第260号)第6条第1項に定める告示により指定された対象者をいいます。 )に該当せず、かつ、本持株会に加入している者(但し、本信託契約の締結日である平成29年9月8日以降、受益者確定手続開始日までに定年退職、減員を伴う会社都合による退職、役員及び執行役員への就任、休職期間満了後に復職できないことに伴う退職又は定年再雇用後の嘱託社員の契約期間満了に伴う退職によって会員資格を喪失したことにより本持株会を脱会した者を含みます。 )を受益者とします。但し、当社又は当社の関連会社の役員又は従業員ではない者については、所定の書類を信託管理人に対し送付することを要件とします。



当社が、受益者適格要件を充足する者を受益者とした本信託を設定します。

本信託は借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を本信託から受け取ります。

本信託は信託期間内に本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を当社から取得します。

本信託は信託期間を通じ、上記に従って取得した当社株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に本持株会に時価で売却します。

本信託は保有する当社株式に係る配当金を受領します。

本信託は本持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利息等返済に充当します。

本信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。

信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。

信託終了時に借入が残っている場合には、上記の保証に基づき、当社が弁済します。

#### (3) 割当予定先の選定理由

当社は、平成24年2月27日より野村證券株式会社から提案のあった本プランを導入しておりましたが、この本プランが平成28年12月14日に終了したこともあり、今回、再導入することといたしました。本プランは、「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、本持株会に加入するすべての従業員にインセンティブを付与するための制度であり、当社従業員に対し、中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与することで勤労意欲の高揚を図り、業績の向上ひいては株式価値の向上に寄与することを目的としております。

本プランの導入にあたり、当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社を通じた野村信託銀行株式会社との提携により、本プランに係るサポート体制が充実し、円滑な運営等が期待されることから、野村信託銀行株式会社を受託者として選定しました。

本プランにおいては、「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結したうえで、当社が、受託者たる野村信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることになっていることから、本信託を割当予定先として選定したものです。

(4) 割り当てようとする株式の数

1,280,000株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先である本信託は、本信託契約に従い株式注文契約を本持株会と締結し、当該契約に基づき、毎月、当社株式を本持株会に対してその時々で売却することになっています。本信託は、本信託契約に定める場合を除き、当社株式を本持株会以外に売却することはありません。本信託は、当該売却代金を借入の元利金返済に充当します。当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件(「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 3. 受益者の範囲」をご参照ください。)を充足する者に分配されます。当社は、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である野村信託銀行株式会社から、毎月、報告を受け入れ確認する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である本信託が、貸付人である株式会社三井住友銀行からの借入金(840,000,000円)によって払込みを行う予定である旨を責任財産限定特約付金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該責任財産限定特約付金銭消費貸借契約は、借入人である本信託、保証人である当社、貸付人である株式会社三井住友銀行間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証債務を履行する内容となっています。また、当社は、借入人である本信託に対する上記保証に対し、当該責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき借入人である本信託から保証料を受取することとなります。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先である本信託は、割当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。信託管理人は、現在又は過去において当社又は当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいいます。以下、当社と合わせて「当社等」と総称します。)の取締役(但し、社外取締役(会社法第2条第15号に規定される社外取締役を意味します。)を除きます。)、執行役又は監査役(但し、社外監査役(会社法第2条第16号に規定される社外監査役を意味します。)を除きます。))又は重要な従業員(従業員のうち、部長又はそれと同程度の職位にある従業員を意味します。以下、「役員等」と総称します。)となったことがないこと、当社等の役員等の配偶者又は2親等内の家族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員等になったことがないこと、当社の重要な取引先において現に役員等ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係(緊密な関係があることにより当社の意思と同一の内容の意思決定を行うと認められる関係を含む)のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。信託管理人又は受益者代理人は、本信託に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、野村信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。また処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため平成29年9月7日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社株式終値である656円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、日本証券業協会の指針に準拠したものであることから、合理的と考えております。なおこの価格は東京証券取引所における当社株式の1ヶ月(平成29年8月8日から9月7日)終値平均である658円(円未満切捨て)からの乖離率-0.30%、3ヶ月(平成29年6月8日から平成29年9月7日)終値平均である650円(円未満切捨て)からの乖離率+0.92%、及び6ヶ月(平成29年3月8日から平成29年9月7日)終値平均である624円(円未満切捨て)からの乖離率+5.13%となっております。

上記処分価額につきましては、監査等委員会が、本第三者割当が本プランの導入を目的としていること、及び当該処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、弁護士への確認を経た上で、割当先に特に有利な発行価額には該当しない旨及び当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、本持株会の買付実績(直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額等)を年次換算した額を基に、信託期間(5年間)における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であります。希薄化の規模は、発行済株式数に対し0.96%(平成29年3月31日時点の総議決権数125,157個に対する割合は1.02%)と、極めて小規模であることから合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
公益財団法人 ミズノスポーツ 振興財団	東京都千代田区神田小川町 三丁目22	21,735	17.36%	21,735	17.19%
日本トラス ティ・サービ ス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	10,029	8.01%	10,029	7.93%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK	7,421	5.92%	7,421	5.86%
株式会社三井 住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁 目 1 - 2	4,651	3.71%	4,651	3.67%
NORTEHRN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK	4,423	3.53%	4,423	3.49%
日本マスタート ラスト信託 銀行株式会社	東京都港区浜松町 2 丁目11 - 3	3,483	2.78%	3,483	2.75%
日本生命保険 相互会社	東京都千代田区丸の内一丁 目 6 - 6	3,420	2.73%	3,420	2.70%
美津濃従業員 持株会	大阪市住之江区南港北一丁 目12 - 35	2,909	2.32%	2,909	2.30%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK	2,616	2.09%	2,616	2.06%
美津濃協栄会 持株会	大阪市住之江区南港北一丁 目12 - 35	1,874	1.49%	1,874	1.48%
計		62,563	49.94%	62,563	49.43%

(注) 1 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 上記のほか自己株式6,501,403株(平成29年3月31日現在)があり、当該割当後は5,221,403株となります。ただし、平成29年3月31日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。

3 平成29年6月23日開催の第104回定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案が承認可決されたため、同年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株に併合するとともに、1単元の株式数は1,000株から100株に変更されます。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。



## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

### 単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月23日開催の当社第104回定時株主総会に単元株式数の変更及び株式併合について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

#### 1 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

なお、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

#### 2 株式併合

##### (1) 株式併合を行う理由

上記「1 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

##### (2) 併合の内容

###### 併合する株式の種類

普通株式

###### 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、5株につき1株の割合で併合いたします。

###### 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	132,891,217株
併合により減少する株式数	106,312,974株
併合後の発行済株式総数	26,578,243株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

#### 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに基づき、端数株式の全てを当社が一括して売却処分するか自己株式として買い取り、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金を端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

#### 株式併合により減少する株主数

5株未満ご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
5株未満所有株主	382名(2.31%)	612株(0.00%)
5株以上所有株主	16,141名(97.69%)	132,890,605株(100.00%)
総株主	16,523名(100.00%)	132,891,217株(100.00%)

(注) 上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様382名(所有株式数の合計612株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きのご利用も可能です。

## (3) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年 5月12日
定時株主総会決議日	平成29年 6月23日
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	平成29年10月 1日

## (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり純資産額	2,809.78円	2,886.93円
1株当たり当期純利益金額	35.10円	107.35円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

## 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

## 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

## 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第104期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第105期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年9月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づき臨時報告書を平成29年6月26日関東財務局長に提出。

#### 4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第104期事業年度)及び四半期報告書(第105期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出(平成29年9月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年9月8日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

美津濃株式会社 本店

(大阪市中央区北浜四丁目1番23号)

美津濃株式会社 大阪本社

(大阪市住之江区南港北一丁目12番35号)

美津濃株式会社 東京本社

(東京都千代田区神田小川町三丁目22番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。